

千葉県税理士会・新型コロナウイルス対応相談室

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、千葉県からの要請により営業自粛、営業時間の短縮等に協力した千葉県内の中小企業等に対し支援金が支給され、また、国からは事業の継続を支え、事業の再起の支援となるよう、給付金、助成金等が支給されています。

これらの状況を鑑み、千葉県税理士会（以下「本会」という。）では、中小企業・小規模事業者の問題解決の支援を目的として電話による相談窓口を開設しました。

【対象者】

次の全ての条件を満たす者

- ・千葉県に本店所在地のある法人又は千葉県に住所を有する個人
- ・現在税理士又は税理士法人との契約がない者
- ・経済的困窮等により税理士又は税理士法人に直接相談することが困難な者

【受付期間】

令和2年10月5日（月曜日）から12月21日（月曜日）までの期間の毎週月曜日

※状況により短縮する可能性があります。

【対応時間】

月曜日午前10時から15時30分（正午から午後1時を除く）。

【相談方法】

相談内容を毎週月曜日電話により受け付け、原則、当該月曜日受付時から当該月曜日の属する金曜日までに電話により回答する方式によります。

※相談される場合、氏名をお聞きします。

（本会は、個人情報保護法に基づき「個人情報の保護に関する方針」を定めておりますので、相談される方の個人情報は保護されます。）

【電話番号】

「050-3588-4004」

※なお、非通知設定でお電話されますと、折返し相談員からの回答が出来ませんので、設定を解除して下さい。

【利用料】

無料です（電話利用に係る通話料はご負担ください）。